

2者以上のグループで取り組む新たな事業を
ご検討の事業者の皆様へ

滋賀県
からの
お知らせ

中小企業等新事業創出連携推進事業補助金について

申請受付開始日: **10月中旬**を予定

1. 制度の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ本県経済を回復軌道に乗せ、官民挙げて反転攻勢に向けて取り組むため、地域の中小企業等が連携し、2者以上のグループで共同して取り組む事業に要する費用を補助し、新たな事業の創出を支援します。

2. 補助の概要(詳細は県議会での議決後にお知らせします。)

対象者	代表事業者	・ 県内の中小企業者 (※1) ・ 売上が前年から50%以上減少 (※2)
	連携事業者	・ 県内の中小企業者またはその他の法人 (※3)
申請期間		令和2年10月中旬から一か月程度
対象期間		令和2年10月1日～令和3年2月28日
補助率	ソフト事業	4/5以内
	ハード事業	2/3以内
補助額	上限	500万円
	下限	100万円
対象経費		対象事業に要する費用として根拠を示せるもの。 既存事業や単なる設備投資、市場調査等は対象外。
補助事業の決定		予算の範囲において、提出書類により審査を行う。

※1 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するもの

※2 国が実施する持続化給付金に準じた書類を想定

※3 特定非営利活動法人、大学、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人等で県内に事務所または事業所を有するもの

3. 申請手続きや申請書類等

申請受付方法は郵送を予定しており、申請書類は補助金申請書、誓約書、口座振込依頼書、本人(本社)確認書類のほか、事業計画書や売上が前年から50%以上減少したことがわかる書類等が必要で、**審査により補助事業を決定**いたします。

補助金は事業終了後に提出いただく**実績報告書の確認後、代表事業者にお支払い**いたします。

4. その他

補助の概要については、**現在の予定であり今後変更になることがあります。**

詳細については**県議会での議決後**、県HPおよび特設HPに募集要領等を掲載いたします。